

付録第十九号書式（第六十四条関係）

（昭和五一法省令三一・平成二法省令五・平成二二法省令二四・令和元法省令四改正）

第一 催告書

何何につき届出（申請）をすべきところ、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出（申請）をするよう、戸籍法第四十四条第一項（第四十四条第一項及び第一百七条）により催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第一百七十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏名 殿

第二 追完催告書

令和何年何月何日何何の届出（申請）は、何何の不備があるため、戸籍の記載をすることができませんから、何月何日までに追完をするよう、戸籍法第四十五条（第四十五条及び第一百七条）により催告します。

なお、右期間内に追完の手続をしないときは、同法第三十七条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏名 殿

第三 催告書（第二回以降）

何年何月何日付けで何月何日までに何何届（申請又は追完）をするよう催告しましたが、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出（申請又は追完）をするよう、戸籍法第四十四条第二項（第四十四条第二項及び第一百七条又は第四十五条）により更に催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第一百七十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏名 殿

附録第二十号書式（第六十六条関係）

（昭和五一法省令三一・平成二法省令五・令和元法省令四改正）

受理（不受理）証明書

一 何何届書（申請書）

令和何年何月何日届出（申請）

届出人 戸籍の表示 氏名

事件本人 戸籍の表示 氏名

届出（申請）事項の要旨

右届出（申請）は、令和何年何月何日受理したこと（何何の理由によつて受理しなかつたこと）を証明する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職